

論 説

日本における台湾の政治犯救援運動の検討 ——「台湾の政治犯を救う会」の成立経緯を中心に——

郭 書瑜

はじめに

第1節 日本における台湾政治犯救援運動の展開

第2節 「台湾の政治犯を救う会」の発足までの道のり

第3節 普遍的人権立場の確立

おわりに

(要約)

本稿は、日本における台湾の政治犯救援運動の代表的な団体であった「台湾の政治犯を救う会」（以下、「救う会」）が結成された経緯を考察するものである。「救う会」の結成には二つの契機があった。一つは、アムネスティ・インターナショナル日本支部による台湾の政治犯に対する救援活動の限界を克服しようとするものであり、もう一つは、それとほぼ同じ時期に、東京を中心に活動する諸団体が台湾の政治犯救援運動に取り組むようになったことである。「救う会」は、1970年代日本における「台湾軽視」と在日台湾人の独立派と中国統一派の対立という事情を背景に、同会結成までの準備段階で、「普遍的人権のため」という立場を確立した。本稿は、同会がこうした立場を明確にしたことが、台湾問題がタブー視されていた当時の日本社会において、非政治的な形で運動の輪を広げることを可能とし、さらに運動内部の統合を深めることができた重要な要因であったことを明らかにする。

はじめに

本稿は、アムネスティ・インターナショナル日本支部（以下、「AI日本支部」と略す。なお、地域を問わずにアムネスティ・インターナショナルという組織全体を指す際に、AIと略し、他地域の支部を「AI・地域名・支部」と略す。）の成立から「台湾の政治犯を救う会」（以下、「救う会」）の発足に至る1970年から1977年の時期を対象とし、日本の台湾政治犯救援運動において¹、代表的な団体となった「救う会」発足の経緯を検討するものである。

台湾人に対する政治的弾圧事件に関して「日本人」を中心に行われた運動は、1960年代後半の台湾人留学生強制送還事件を契機として始まり、1977年に「救う会」が結成されて以降、1990年代まで展開された。

しかし、すでに多くの研究で指摘されているように、戦後から1970年代までの日本の学術界において、台湾研究はなかばタブー視されていた²。また、戦後日本史や日本市民運動史の研究において、「救う会」の活動のみならず、台湾に関する諸活動についてはあまり言及されておらず、その「不在」が目立った。それに加え、1972年の日華断交後、国際政治力学の変化を受け、日本の主要新聞社は北京に支局を設置し、台北の支局を閉鎖した。この結果、日本における台湾関連の報道はほとんど消滅し、1980年代まで台湾の政治犯問題を議論できる日本の言論空間は深刻な制限を受けることとなった。

このような状況の下で、日本社会においては、同じ政治犯に対する救援運動であっても、韓国と台湾では注目と対応に大きな差が生じた。例えば、韓国の場合、1970年代初頭から活発に展開し始めた韓国民主化運動に対し、「日韓連帯」という言葉が登場し、日本のジャーナリスト、知識人、市民運動家も韓国の民主化運動に呼応していくつかの運動体を結成した³。韓国の政治犯救援運動も「日韓連帯運動」の一環として多くの関心を集めた⁴。一方、同時期の台湾政治犯問題は、中華人民共和国と中華民国の「中国問題」の中で後景化され、日本の論壇では「黙殺」されたと言われるほど、つねに厳しい立場に置かれた⁵。それにもかかわらず、台湾政治犯救援運動は、日本社会の厳しい眼差しを背景に、さまざまな制約の中で展開された。このような背景は、今日の日本の市民社会や学界における台湾政治犯救援運動への関心および研究状況にも大きな影響を及ぼした。すなわち、台湾政治犯救援運動は、1970年代に盛んだった韓国政治犯救援運動とは異なり、関連記事の不足や資料的制約が影響し、日本の市民運動史研究の中ではほとんど言及されてこなかった。

他方、台湾政治犯救援運動における国際的な連帯に関する研究は、台湾の学界を中心に行われてきており、在日・在米台湾人による活動を含め、台湾島外における民主化運動の研究（海外民主化研究）や人権運動に関する研究において少なからぬ成果が蓄積されている。台湾政治犯救援運動について、救援ネットワークの輪郭と時代ごとの特徴を解明した沈亮と林冠瑜の研究がある。沈亮はアメリカ人権活動家リン・マイルス（Lynn Miles）の活動を中心に、台湾の政治弾圧問題に対するAIの働きかけを明らかにした上で台湾島外の救援ネットワークについて初歩的な考察を行った⁶。これは台湾政治犯救援運動に関する最初の研究だと言える。また、林冠瑜の「戦後台湾政治犯之研究」は、1960年代から1980年代までの、台湾政治犯救援運動の発展とそれに対する中華民国政府の対応を分析した研究である⁷。1960年代、日本で発生した台湾人留学生強制送還事件を契機に、台湾の政治犯問題が日本社会で注目された。また、1970年代には、国際的な人権運動の影響を受けて、欧米社会でも台湾の政治犯問題への関心が高まり、海外の救援運動は成熟期を迎えた。1980年代には、台湾の民主化が進む中で、台湾島内でも政治犯支援団体が誕生し、政治犯救援運動の拠点は台湾に移行したと示唆されている。同研究では、海外の政治犯救援組織として「救う会」や、日本人の救援者である三宅清子についても概要的に紹介されている。

総じて、先行研究では、日本における台湾政治犯救援運動を国際的な人権運動の一環として捉え、政治犯救援ネットワークの形成と中華民国当局の対応に焦点を当てている。この視点から、沈亮と林冠瑜は一致して、日本と香港が台湾の政治弾圧問題を欧米社会に伝達する「中継点」として重要であると指摘している。しかし、このような視点では、「国際人権運動」の一部でありながら「日本の市民運動」でもある「救う会」の活動の実態や、日本の文脈における意義が十分に論じられていない。その結果、「救う会」の活動が台湾での政治弾圧事件に対応する単発的な動きと見なされ、市民運動としての活動の連続性や主体性が見過ごされがちである。

また、台湾側では、政治犯救援運動が行われた当時の監視資料として、公文書資料（档案）が徐々に公開されてきたことで、比較的体系立った整理がなされている。それに対し、「救う会」

に関する資料は日台各地に散在しており、体系的に収集・保存されていない状況にある。そのため、豊富な資料をもとに整理されつつある「体制側」の像と比べて、「運動側」の輪郭は曖昧なままとなっている。このような状況において、国境を超えて市民レベルで成り立った政治犯救援運動の根源的な意味を問うためには、運動側が残した記録や資料を収集し、政治犯救援運動に携わった者の視点から資料を再度整理・分析し、従来ではぼやけたままとなっていた「救う会」の活動の内実も含めてより具体的に記述する必要がある。

近年、新たな資料の発見に伴い、日本において「救う会」に関する研究は増えつつある⁸。2021年、台湾国家人権博物館と台北駐日経済文化代表処台湾文化センター、そして日本台湾教育支援研究者ネットワークが共催した「私たちのくらしと人権」特別展で、「救う会」の活動が紹介された。これを契機に、2022年には早稲田大学台湾研究所が「台湾の政治犯を救う会」資料整理・聞き取りプロジェクトを開始し、さらに2023年からは台湾国家人権博物館と北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院東アジアメディア研究センターが「日本『台湾政治犯救援会』口述歴史訪談計画（2023-2024）」を実施した。このように、「救う会」の活動を中心に、日本における台湾政治犯救援運動に関する資料収集と当事者への聞き取り調査が本格的に進められ、筆者も上記プロジェクトに加わった。聞き取り調査によって、「救う会」が文字記録として残していない経験も含めて、オーラルヒストリーとして再び文字化されることとなった。その成果は、「救う会」の組織構成や会員間の人間関係を理解する上で、非常に重要な資料となる。

本稿では、上述した資料収集・聞き取り調査の成果に加え、「救う会」の元事務局長であった手塚登士雄の協力を得て、「救う会」の活動に関する多様な資料を閲覧・収集することができた。具体的には、以下の資料を扱う。(1)「救う会」の機関誌『台湾の政治犯を救う会ニュース TAIWAN』、(2)「救う会」が作成したチラシ・要請書、(3)1994年の「救う会」解散に際して発行された『台湾の政治犯を救う会活動記録（1977年～1994年）』⁹、(4)「救う会」の議事録、(5)台湾政治犯救援運動の新聞記事など。また、「AI日本支部」の活動に関しては(6)国会図書館所蔵の同会機関紙『アムネスティ NEWS LETTER』を使用する。そして、(7)「救う会」の元会員に対する聞き取り調査の記録を利用する。聞き取り調査の記録には、筆者自身による調査記録と、「台湾の政治犯を救う会」資料整理・聞き取りプロジェクトによる調査記録が含まれている。

これらの資料を通じて本稿は、日本の市民社会というローカルな地平において、グローバルな台湾政治犯救援運動に取り組んだ「救う会」の結成経緯を振り返り、基礎的研究として日本における台湾政治犯救援運動の形成と展開過程を再整理することを目的とする。その上で、当時の日本社会における「台湾軽視」という文脈を踏まえ、いかにして「救う会」が「普遍的人権」という主張を前面に押し出す形で立脚したのかを検討する。

第1節 日本における台湾政治犯救援運動の展開

台湾島外において台湾政治犯救援運動が展開され始めたのは1960年代であり、日本においても在日台湾人団体の「台湾独立青年社」が1961年に発生した蘇東啓事件に関して¹⁰、同団体名

義でアメリカ連邦議会の議員に対して蘇東啓の釈放を求める陳情書を送るという活動がみられた。しかし、1960年代初頭の段階では、国境を跨いで台湾島外にまで広がった政治犯救援活動は散発的なものであり、運動の組織化までには至らなかった¹¹。台湾政治犯救援運動の情報ネットワークが徐々に築き上げられていくのは、1960年代末になってからのことである。情報流通ネットワークの構築が進むにつれて、台湾島外における救援活動は徐々に組織的なものになっていった。

台湾政治犯に対する救援運動が国際社会で高まりをみせる中で、日本では1970年代初頭から台湾政治犯救援運動が組織的な運動へと変容していった。当時、最も組織的に台湾の政治犯救援活動を担った団体は、大阪市立大学の教授である川久保公夫を中心に発足した「AI 日本支部」第5グループ（以下、関西グループ）であった。このグループは、関西地域を拠点として活動していたため、関西グループと呼ばれている。ではなぜ、すでに相当な規模を持つ組織が存在したにもかかわらず、川久保公夫は世話人として1977年に「台湾の政治犯を救う会」の設立に関与しようとしたのか。その要因として、まず、国際的な政治犯救援組織として、AIには制度上の制約があったこと、また、「AI 日本支部」の活動においても台湾の政治犯に対する関心が相対的に薄かったことが原因として考えられる。以下、「AI 日本支部」の取り組みをふりかえり、その活動の特徴と到達点を検討する。

1. アムネスティ・インターナショナル日本支部の活動と限界

AIは1960年代末期からヨーロッパ各国のグループを中心に台湾の政治犯90名ほどを「アドプト（養子）」とし、彼らの釈放を世界に呼びかけていた。また、AI国際事務局は、1976年に台湾の政治情勢や法律状況を含む政治犯の実態を紹介する報告書を発表した¹²。

他方、在米台湾独立運動家であり、「AI アメリカ支部」の会員でもあった陳隆志と¹³、後に「AI 日本支部」初代理事長となった社会党の元参議院議員である猪俣浩三がアメリカで面会したことを契機に、1970年4月にAI国際事務局に正式に登録し、日本で「AI 日本支部」が創設されることになった¹⁴。AI国際事務局は、AIに関連するすべての活動に対して情報提供、連絡、調整を行う中央組織である。一方、各国の支部は、この国際事務局の方針に基づき、自国において募金活動やキャンペーンなどを実施する組織単位として機能する¹⁵。「AI 日本支部」としてかかわった台湾人政治犯の救援活動には、政治犯とされる在日台湾人留学生の強制送還事件に関する運動や、謝聰敏の入院要求運動、政治犯である陳明忠の死刑停止要求運動などがあり、種々の政治事件に対して公開裁判を実行するよう要求した。「救う会」が発足する以前、「AI 日本支部」は日本における台湾政治犯救援運動の代表的な組織であった。

1970年に成立してから1972年までの間、「AI 日本支部」は、理事長の猪俣浩三を中心に活動していた¹⁶。このような活動形態が2年ほど続いたのち、1972年からは、グループに別れてそれぞれ個別で活動を行うようなグループ体制が整えた¹⁷。グループは、AI活動の基礎単位である。「AI 日本支部」のなか、台湾の政治犯救援運動にかかわったのは、1972年にAI国際事務局に登録した第3、第4グループと1973年に登録した第5、第7グループである。以下では台湾の政治犯救

援に関係する各グループの特徴について述べる。

第3グループは「台湾の自決」を主張する台湾人会員を中心に活動するグループであり、支部会員として登録している9人のうち7人は台湾人である。「台湾独立青年連盟」の会員である許世楷・盧千恵夫妻、宗像隆幸などはこのグループに属する¹⁸。「AI 日本支部」のなかにおいても小規模なグループである。

第4グループは第3グループとは政治思想の立場が異なるものの、第4グループに結集した人々のすべては「AI 日本支部」成立した当初からの会員である。グループ会員の川田泰代をはじめ¹⁹、「AI 日本支部」の成立以前に、台湾に強制送還された「中国派」と認識されていた陳玉璽の支援運動に立ち上がった人々である²⁰。

第7グループは「主婦グループ」とも呼ばれていた。このグループの会員の多くは、前述第3グループの盧千恵の国際基督教大学の同窓生である。盧の誘いを受け「AI 日本支部」の個人会員となり、のちに盧の呼びかけによって、グループの結成に動いた。結成当初、グループ会員は30人ほどであった。台湾問題を発端に結成された第7グループは、牢獄中の台湾人政治犯謝聡敏に対する支援運動に取り組んだ。ただし、同グループは活動方針として「その為の政治的誤解を避ける為、許夫妻はこのグループでなく、これ迄通り第3グループに止ってもらい、活動の面で互いに協力する事」とした²¹。

各グループのうち規模が最も大きいのは、関西グループと呼ばれる第5グループである。このグループが結成当時の正会員は120名であり、そして正式に入会手続きを済ませていない準会員を含めると、会員は150人以上にのぼる。東京を活動の拠点とする上記のグループと異なり、関西グループは川久保公夫を含む大阪市立大学の教員らを中心に発足した。1972年12月、台湾の政治犯リストと逮捕の実態に関する論文が東アジアの人権問題を紹介する英文月刊誌『Ronin』に発表された。このことを受け、大阪市立大学経済学部助教授（当時）の本多健吉がロンドンにあるAI国際事務局に赴き、台湾政治犯の救援を訴えるとともに、関西でアムネスティの組織を作ることにについて協議し、組織作りを本格的に実行した²²。

関西グループの特徴は三つ挙げられる。第一に、ほかの「AI 日本支部」の各グループは、既成の個々の運動体がそれぞれの問題関心を持って作り上げたものであるが、関西グループは、関西地域ですで行われていた複数の運動体を結集した組織である。その構成員は特に韓国問題、台湾問題、ベトナム問題という三つの問題を中心にそれぞれの運動体を中心に活動を行った。これらの個人や運動体は、関西グループ発足以前からすでに各自の運動に取り組んでいたが、個々のケースについて孤立した活動を相互に連携することによって、別個の運動を効果的に拡大するため、「アムネスティ・インタナショナルとの組織的連関をもった一つの連合・センターを組織」するに至った²³。

第二に、関西グループの代表である川久保公夫が指摘したように、グループ会員の民族、国籍の多様性がこのグループに見られる顕著な特徴である。すなわち、在日外国人がこのグループの多くを占めていた²⁴。以上のような会員の背景により、このグループは民族差別や在日外国人の法的地位という課題を重視してきた。また彼らは近隣アジア諸国、欧米諸国との情報交換におい

て、重要なパイプ役を担った。台湾の政治犯救援運動に長期的に関与したアメリカ人権活動家のリン・マイルスも、このグループに属していた。1971年から台湾現地で政治犯救援活動に参加してきた三宅清子はリン・マイルスを通してAIと連携し、台湾現地の情報を提供する役割を担っていた。

第三に、関西グループは高度な自主性を保った組織であった。グループの趣意書では以下のよう

私たちの組織は、個々の人または諸グループの、それぞれの立場や条件にもとづく自主的で創意ある活動を……連帯、協力するためのサービス・センターの役割を目的とするものであって、逆に組織がメンバーの活動を指示し拘束するものではありません。また国際的機関（A・I）との組織的連携も、私たちの運動をより効果的に拡大するためのものであり、逆に私たちの活動を権威づけたり、制限するためのものではありません。²⁵

このような活動方針によって、関西グループが結成する以前の各運動体は、グループ結成後にAIを交流・連携の場として活用したものの、各自の活動を継続した。また、各運動体はそれぞれの担当する地域や特質により、しだいに独立的な傾向へと向かった。このような関西グループの動向と会員人数から、同グループは「AI日本支部」の一グループとして位置付けられるものの、実質的にはアムネスティの一支部ほどの規模を持っていた。

しかし、AI日本支部における活動の傾向、特に韓国の政治弾圧問題への関心の偏重と台湾を軽視する姿勢は、関西グループの活動にも見受けられる²⁶。すなわち、本来であれば台湾、韓国、ベトナムの政治犯救援運動は連携すべきであったが、運動規模や市民社会における関心の差異により、台湾の政治弾圧問題は、関西グループの発足によって十分に注目を集めることができなかった。結果から言えば、関西グループを含む「AI日本支部」の活動は、台湾政治犯救援に取り組んでいる人々を拘束、制限するようになった。以下では、台湾政治犯救援運動において「AI日本支部」活動の限界を論じる。

2. 台湾政治犯救援運動におけるアムネスティ日本支部活動の限界

「AI日本支部」活動の限界は二つの側面に分けて論じることができる。一つはAIの中立性の重視に起因する体質的制約であり、いま一つは、「AI日本支部」の活動傾向に起因する。

まず、AIは、政治的中立性を保つため、「三人のためのネットワーク」と呼ばれている救援体制を整えた。これは、各グループは原則として社会主義国、資本主義国、非同盟中立国という異なる三つの体制から選ばれた囚人に対して日常的に支援活動を行う制度である。

しかし、台湾現地で救援活動を行っている救援者にとって、AIの体制は機動性が悪いように感じられた。前述した三宅清子は自分が日本で台湾の政治犯を救援する組織を立ち上げたことのきっかけに、AIによる活動に限界を感じたためと記している。以下に示す。

当時日本で唯一の政治犯救援組織であるアムネスティの活動は、台湾政治犯の救援に主体的にかかわることもできないし、イギリス主導型の人権感覚で文化人のアクセサリーといった形でサロンで政治犯の問題を云々する気にも毛頭なれず東京で独自の台湾の政治犯救援のための組織をなんとか作れないものかと大阪市大の川久保先生に相談した²⁷。

「台湾政治犯の救援に主体的にかかわることもできない」というのは、AIの活動は個別の政治犯に対して十分な調査を行った上で、一人の政治犯が置かれた状況を一つの事案として設定し、それに対して救援活動やキャンペーンを行うということを指す。また、AIの活動方針は、無党派・中立の原則を保つために、イギリスの本部から派遣された調査員が、救援対象者が暴力的な行動を犯していない良心的囚人である事実を確認・報告するというプロセスを踏む必要がある。AIが中立的に活動を行うために設けられたこの指針は、同組織が国際的な評価を得た最も大きな要因の一つである。しかし、AIが日本に支部を設けているにもかかわらず、AI国際事務局の意向に従う必要がある。このため、台湾の政治犯を救援しようとする際、AIは台湾で発生した政治犯の逮捕案件に迅速に対応することができなかった。台湾内外で、この点が同組織の欠点であると認識されていた。

また、AI全体の体質の問題だけではなく、「AI日本支部」にもまた台湾の政治犯問題に関心が薄いという課題があったことが指摘されている。それはなぜか。AI全体の活動において、前述した各グループによる「三人のためのネットワーク」は最低限の活動である。実際、各国のAI支部は「アドプト」した囚人に対して救援運動を行うにとどまらず、多岐にわたるキャンペーン、広報活動、カンパ活動などを行うこともできる。しかし、「AI日本支部」はさまざまな地域に対する支援活動が行われるものの、台湾に対して関心が薄かったようである。

「AI日本支部」が作成したパンフレットは、南ベトナム、インドネシア、韓国、ブラジルの政治犯問題に対する活動が取り上げられたものの、台湾の政治犯問題については、個別の政治犯に関する救援活動の記述にとどまっている。

私達はグループ活動を中心に様々な人権問題に関わってきました。除君兄弟²⁸〔ママ〕、陳玉靈²⁹〔ママ〕の事件での私達の救援活動は今なお記憶に生々しいものです。南ベトナム、インドネシアの大量政治犯救援のためにあらゆるキャンペーンを繰り広げ、スライドを作ってその実情を訴えました。韓国政治犯のためにバザーを開いたこともあり、最近では金大中事件、金兄弟事件、民青学連事件などにとりくみました。また、地球の反対側の遠いブラジルの政治犯の釈放を願ってのキャンドル・マーチも毎年行われています³⁰

パンフレットからは、台湾政治犯問題を公開的に真正面に取り組むような活動が韓国やベトナムの政治犯問題に比べるとはるかに少ないことを伺わせる。このような事情に対し、三宅清子は、1973年台湾に滞在当時から「AI日本支部」が主導する政治犯救援活動に対して不満を明らかにしていた。このことは、彼女とリン・マイルスとの通信からも窺い知れる。1973年8月7日に

台湾から日本へ一時帰国した三宅は、政治犯の謝聰敏と李政一の獄中の状態に関する調査資料とともに、兵庫県に滞在中のリン・マイルスに手紙を送った。この手紙には、報告事項のほかにアムネスティ日本支部に対する意見も書かれている。

……今日本では台湾の事というところばを向くので、残念でなりません。少くともアムネスティ団体だけはそのような偏見をなくして、非法に投獄され苦しんでいる人達の身の上になって、欲しいものです。謝、魏、李政一、皆拷問の末、強制的に他人がでっち上げた自白書にサインさせられ、身に覚えのない罪で15年重刑にされています。しかも謝は拷問がひどく病気にかかってよく治療がされず、彼等を死刑にするのは世論がうるさいので彼が自然衰弱して獄死するのを待っているのではないかと思います。……サタホワイトさん³¹には李政一、謝のレポートを英文に訳してロンドンのAIのハリス氏と彭明敏氏にも送って貰うようにしましたが、何か強がる世界的組織（AIの力はあまりにも弱いです）で彼らの実態調査が進められると良いのですが……³²。

また、三宅清子だけでなく、1975年に第3グループの呉枝鐘も「AI日本支部」のニュースレターに「台湾の政治犯を差別しないで！」を標題として台湾の政治犯に対するアムネスティの無関心を訴えた³³。

ところが、日本支部は台湾の政治犯に対して関心が薄すぎるのではないかと、とわれわれは感じている。たとえば、似たような政権、同じような境遇の政治犯、そして同じく地理的、歴史的に日本と深いつながりを持つ韓国に対する場合と比べたら、それがひがみでないことは明らかであろう。³⁴

このような体制問題と「AI日本支部」の活動傾向を問題視し、三宅清子は、1976年ごろ、台湾から日本へ帰国してから、台湾の政治犯問題に専門的に取り組む組織を作ることをご構想した。

第2節「台湾の政治犯を救う会」の発足までの道のり

1. 三宅清子の台湾活動と帰国：「救う会」の結成に向けて

1975年12月31日、ワシントンを始め、シカゴ、ニューヨーク、ロサンゼルスの中華民国領事館や大使館の前で台湾の政治犯を支援するためのデモが行われた。デモの主催者は、前述した盧千恵であった。盧はリン・マイルス宛ての手紙で、アメリカで連帯活動を行えることは、Poekという人物が撒いた種のおかげであると述べている。

Poekのまいた小さな種（たね）があちらこちらで芽をだし葉を広げています。Poekに、それをしらせてあげたいのですが、わたしからの直接の通信は止めた方がいいと思っています。

でも必ずある日、Poek のしていることを同胞にしらせることができると思います³⁵。

Poek というのは、台湾で政治犯支援活動を行ってきた三宅清子が使っていた偽名である。1976年に彼女が日本に帰国するまで AI が得た台湾に関する情報のほぼすべては、三宅が提供したものであった³⁶。1968年から1976年まで台湾で暮らした三宅は、政治犯に対する救援活動に奔走していた。台湾滞在中に、三宅清子は政治犯やその家族に医薬品や金銭を提供し、政治犯の獄中の状況を海外に発信した。さらには、政治犯のリストや獄中の情報を密かに海外へ持ち出した。

しかし、三宅清子の活動はしだいに政府から疑惑の目を向けられ、監視されるようになる。その結果、彼女はつねに中華民国の諜報員（通称、特務）に尾行、監視されるようになった。厳しい監視下におかれたにもかかわらず、三宅清子は、日本に帰国するまでの間、繰り返し日台を行き来し、政治犯に対する支援活動を継続的に行った。台湾での活動の中で、三宅清子は出獄した陳玉璽などの元政治犯や陳菊、陳鼓応、陳永善（陳映真）、蘇慶黎などの協力を得て、彼らに政治犯との面会や情報収集をアレンジしてもらい、三宅清子はその情報を海外へ流出させるという形で救援活動を行った³⁷。

しかし、三宅に対する国民党当局の監視が日に日に強まるにつれ、「アムネスティ活動に協力したいという名目で接近してきた特務や、夜中に憲兵や私服が踏み込んできて家宅捜査を受けたり、ヴィザの延長を求めるため管轄の外事警察に行くと長時間地下室で中華民国の国籍に変えろと強要」されたという³⁸。三宅は、もし自分が逮捕されたら台湾における政治犯救援運動と海外の協力者との連絡が絶たれると考えたため、政治犯救援活動を引き継ぐ陳菊と連絡方法を確保したのちに日本に帰国することにした。

1976年に中華民国政府への入国を拒否された三宅清子は日本に帰国してから、台湾の政治犯救援活動に専念する組織を立ち上げようと、川久保公夫に提案した³⁹。これが、「救う会」結成の一つのきっかけとなった。また、三宅は日本帰国してからも、AI とのつながりを維持した。それと同時に、陳菊が情報などを密かに日本や香港に送り、その後三宅を通じ、「救う会」にその情報が伝えられることもあった。

1977年以前、台湾に滞在していた三宅清子は、複数の政治犯家族へ資金や医薬品の提供を行った。しかし、1977年に結成した「救う会」は、異なる形式での救援活動を展開した。同会は、中華民国政府に対して公然と抗議活動を行い、日本社会に対する情報発信活動と関心喚起活動を行った。このように、「救う会」は三宅清子が行ってきた国際的な救援運動を継承しつつも、日本における一つの市民運動として芽生え、個々の政治犯の事例を取り上げ、さまざまな要請活動を行ないながら、政治犯を生み出す体制そのものに異議を申し立てた。

2. 関東地域の活動：林景明氏を囲む会、ユネスコ東京、人権を考えるエスペランティストの会

三宅が台湾政治犯救援のための専門組織を作ることを提案したのは、前述したアムネスティの活動を補完するためである。しかし、三宅の提案以外にも、「救う会」の発足以前からすでに関

東地域で行われていた活動が組織的な力を発揮することになった。この二つの流れが結びつき、三宅の提案が関東地域で活動する人々によって実現されることになったのである。

「救う会」の発足以前から、関東地域で平和と人権運動に取り組んできた「ユネスコ東京」（後に「地球市民の会」と改称）と元日本兵の林景明の日本国籍訴訟や在留問題を支援するために結成された「林景明氏を囲む会」⁴⁰、そして林景明の支援活動に携わった「人権を考えるエスペランティストの会」の会員が、台湾の政治犯問題に関心を持っていた。この三つの団体がともに台湾の政治犯救援運動や関連問題に取り組むようになったのは、1976年に国際人権規約が発効したことが大きなきっかけである。国際人権規約の発効にあたって、1976年から1977年の間さまざまな講演活動が行われていた。その一つが、1977年1月22日にAI日本支部の理事である宮崎繁樹が、東京の信濃町教会で国際人権規約に関して行った講演である。この講演会に林景明と後に「救う会」事務局長となった可児裕二をはじめとするユネスコ東京の関係者が複数出席した⁴¹。林景明は自分の在留問題と国籍訴訟問題についてアピールを行った。林のアピールを受け、ユネスコ東京は在日台湾人の在留問題および台湾問題について、林景明を招いて学習会を行った⁴²。

ほぼ同時期、台湾政治犯救援問題においてAI日本支部の問題点を克服しようとした川久保公夫は、三宅清子の提案を受け、従来からAI日本支部と密接な協力関係を持っていたユネスコ東京の可児裕二と相談した⁴³。それで、実際に実務（事務局の活動）に人材を出せる上述した3団体が協力し、準備活動を行おうとして3団体の代表、すなわち「ユネスコ東京」から可児裕二、「林景明氏を囲む会」から渡田正弘、「人権を考えるエスペランティストの会」から皆川純磨らが主に話し合いを進めた⁴⁴。そして、1977年3月13日、「ユネスコ東京」と「林景明氏を囲む会」の共催で、川久保公夫と林景明の2人を報告者として「台湾の政治犯実態報告集会」を開いた。この時点で、上述三団体から「救う会」初期活動の実務を担った会員には、「ユネスコ東京」の可児裕二、清水恵美子、待寺俊治、末木利篤、「林景明氏を囲む会」の渡田正弘、木上隆幸、鈴木健、「人権を考えるエスペランティストの会」の片岡敏洋、皆川純磨、手塚登士雄、河戸道子、金井和正がいる⁴⁵。これらの会員は後に「救う会」事務局として、台湾情勢、政治犯に関連する資料の収集、集会の開催、機関誌の編集と発行など、「救う会」活動の遂行に中核的な役割を持つようになる。

1977年4月17日に、前述の「台湾の政治犯実態報告集会」の参加者を中心として、「台湾の政治犯を救う会東京連絡会議」（以下、東京連絡会議）結成のための第1回準備会が持たれた。この会で、「ユネスコ東京」、「林景明氏を囲む会」「人権を考えるエスペランティストの会」の3団体が協力して「台湾の政治犯を救う会東京連絡会議」結成に向けて具体的な行動を起こすことを確認した⁴⁶。「救う会」の後の活動の表には出て来ないものの、上述の3団体のほかに、「台湾の政治犯実態報告集会」には、台湾独立連盟から王育徳、侯榮邦、黄昭堂ら、「AI日本支部」から飯島真一、ベトナム戦争反対活動家の清水知久、そして台湾で生まれ育った日本人の竹中信子をはじめ、台湾経験を持つ人々も出席した⁴⁷。

3. 台湾の政治犯を救う会東京連絡会議

東京連絡会議は「救う会」の正式結成に向けて、代表世話人の選出や組織体制の確定まで、計3回の準備会議を行い、3ヶ月間に運動の方針や内容と具体的な活動について話し合った（付録1を参照）。

準備段階における具体的な活動は、先述した関西を拠点に活動するアメリカ人権活動家のリン・マイルスが設立した「台湾の人権を擁護する国際委員会」の活動を拡張するものであった。そのため、第1回準備会議では、行政院長の蔣経国に対する「10項目要求の署名活動」を行い、東京では1万人の署名を集めることを第一の目標とした。それに加え、人権問題に関心のある個人や団体の組織化を行い、社会発信のために台湾の政治犯問題に関する資料の作成、集会の開催やマスコミに対する情報の提供など、活動の形態に関する議論が行われた⁴⁸。

第2回準備会議では、実質的な活動内容の検討に入った。そこで、東京連絡会議趣意書や台湾の政治犯に関する資料等の原稿の検討および今後の活動の進め方についての討論があった。さらに、第3回準備会では、アメリカの人権団体の呼びかけに応じて1977年5月28日に「台湾の政治犯救援を訴える市民集会」を開催する予定を立てた。

「台湾の政治犯救援を訴える市民集会」は、東京連絡会議準備会の名義で行った初めての集会である。市民集会では基調報告や蔣経国行政院長に提出する予定の要望書の説明を中心に、各種の報告や討論が行われた。要望書に記された要望は以下の3項目である。

一つ目は、東京連絡会議の市民集会および国際統一抗議行動といった緊急アクションを起こすきっかけとなった、牢獄中で危篤状態に陥った謝聰敏についてである。二つ目は、中国共産党のスパイであるとの疑いをかけられ、拷問の末「自白」を強要された陳明忠と顔明聖についてである。そして三つ目は、四半世紀以上もの間投獄されている政治犯のことである。東京連絡会議は、アメリカやカナダとの統一行動として、謝聰敏をはじめとする非人道的な処遇を受けている政治犯の即時釈放を求めた3項目の要求書を採択した。そして閉会后、会場に残った会員は日華断交後、中華民国政府の実質的な大使館として機能していた亜東関係協会へと抗議に赴いた⁴⁹。

このように結成の準備が進められる中で、「救う会」の活動方針も徐々に固まっていった。「5・28台湾の政治犯救援を訴える市民集会」では、「救う会」の正式な成立に向け「拡大準備会」を速やかに開くことが決議され、東京連絡会議は1977年6月17日に拡大準備会を開いた。

このように準備会は結成のために、さまざまな関係を通して呼びかけを行った。しかし、代表世話人の人選が決定するまでは、必ずしも順調には進まなかった。なぜなら、1970年代は「台湾に関心をもち、台湾について研究するといえは人格を疑われ、友人の縁を切るとまで言われた時代」という状況であったからである⁵⁰。この時代の雰囲気の中で、さまざまな市民運動に関与していた知識人でさえ、台湾の政治問題を取り上げる難しさを感じていた。AI日本支部の理事で、後に「救う会」の世話人になった明治大学の宮崎繁樹でさえ、結成集会での発言の冒頭では「私が台湾の政治の問題を取り上げることが、現在、代表世話人をしている『台湾人元日本兵の補償問題を考える会』の運動にマイナスになるのではないかと懸念」したと述べ⁵¹、台湾の政治弾圧問題にかかわることについて慎重な態度を示した。

1970年代半ばから、当時 AI 日本支部の理事を務めていた川久保公夫は台湾の政治弾圧問題について継続的に関心喚起や調査活動を行っていた。彼の活動拠点は関西地方を中心としていたが、東京で台湾の政治犯救援活動を担う団体を作るにあたって、関東地方で活動する人に代表世話人を依頼する必要がある。この依頼を引き受けたのが、この時点ですでに日本で韓国の民主化運動に関与していた大島孝一であった。しかし、大島は、韓国の政治犯救援運動に参加した経験があるにもかかわらず、最初から代表世話人就任の依頼を快諾したわけではなかった。後年、彼は会の発足前、林景明が彼の自宅を訪ねてきたことと、当時の台湾に対する自らの認識を以下のよう

私は台湾のことはほとんどを知らなかったし、行ったこともない。あるとすれば、ある種の偏見をもっていただ。つまり台湾では蒋介石政権による恐怖統治のもとにあって、北京政権によって「解放」されるまで、どこからも手のつけようのない所だとばかり思っていた。⁵²

このような台湾に対する認識は、日中国交正常化以降、いわゆる進歩的知識人に共通するものであったと考えられる。だが、大島孝一は最終的に、複数の代表世話人のうちの一人という形で林景明の依頼に応えることとなる。

私は林景明さんたちの求めを拒むことができなかった。しかし、「代表世話人」になるのは、どうしても抵抗があった。やっと思いついて切り出したのは、これまで台湾の人権問題についての発言でその名が知られている大阪の川久保公夫さんと二人で複数の「代表世話人」ということにしてもらうことにした。⁵³

大島孝一の承諾を得たことにより、「救う会」は正式に発足する。1977年11月24日、「救う会」は結成総会を開催した。結成総会では、東京連絡会議の活動について報告を行い、会の名称「台湾の政治犯を救う会東京連絡会議」から「東京連絡会議」を削除し、「台湾の政治犯を救う会」を正式名称として発足した。1977年までは AI 関西グループを中心として、関西地方で台湾の政治犯救援活動を行ってきたため、初期の「救う会」は、関東においても関西で行われてきた活動を継続した。そして、「救う会」が準備会として活動した3ヶ月間で、同会の活動はより主体的なものとなった。「救う会」は、機関紙の刊行や関心喚起の活動に取り組み、関西地方の諸団体と連携しながら、関東地方でも独自の活動を行うようになった。このように、「救う会」は日本における台湾政治犯救援運動を担う最も中心的な団体として活躍を始めた。

第3節 普遍的人権立場の確立

1. 「救う会」の立場

1970年代の日本社会では、台湾問題の議論がタブー視される状況下にあつて、「救う会」は、台湾政治犯救援活動を一般社会に対して宣伝するために、この運動を展開した17年間一貫して「普遍的人権のために」という理念を前面に押しつけて活動を行った。特に、「救う会」設立時に起草された呼びかけ文は、同会の立ち位置を明確に示している。

その呼びかけ文は、台湾の政治情勢について説明するとともに、普遍的人権の尊重を求める国際世論が高まっていることを指摘し、かつ台湾での植民地支配に対する日本の責任についても言及している。そのうえで、同会の活動は「いかなる特定の政治運動に加担するものでもなく、いかなる国家の利益を代弁するものでもない」と明言している⁵⁴。ここでいう「特定の政治運動」とは、日本における台湾独立運動のこと、「国家の利益」とは、台湾問題に関する中華民国と中華人民共和国の代表権ことを指すと考えられる。両者はいずれも、日華断交後に日本社会で棚上げされていた問題である。すなわち、当時の「救う会」にとって、回避しなければならない問題は、政治犯救援活動にも参与する在日台湾独立運動団体との協力関係の表面化と、台湾を取り上げることによって懸念される中国の干渉である。上記の事柄が明記された背景には、当時の日本において台湾問題が特殊な立ち位置を占める問題であったことが影響していた。

そのため、日本における台湾の政治犯救援運動は、韓国の民主化運動を支援する日本の市民運動とは性質が大いに異なっていた。韓国の民主化運動に関しては日韓連帯運動という運動が組織できたが、台湾の場合は「日台連帯運動」と題した運動を組織することができておらず、台湾政治犯救援運動は、当時の日本の市民運動の一区分として位置付けられることはほとんどなかった。このような社会的雰囲気の下で、「救う会」は、戦後日本と中華民国、中華人民共和国における国家間関係のはざまにある難問に対処するため、国民国家の枠組みに囚われない連帯を築きあげるべく努力した。そこで、台湾の市民社会から支援を求めることについて、「人類の一員としての私たちに対する連帯責任を問う声」としてとらえ⁵⁵、戒厳令の下で人権が抑圧された台湾の人々のための人権運動として自らの活動の立ち位置を確立した。

興味深いのは、在日韓国政治犯レポート「告発」を映画化した監督の岡本愛彦や⁵⁶、「在日韓国人『政治犯』を支援する会全国委員会」の代表を務める宮崎繁樹など⁵⁷、台湾に暮らしたことがある、または台湾問題を取り組みながら、日韓連帯運動にかかわっている人々が救う会設立呼びかけ人として名を連ねていることである。また、後に代表世話人となった大島孝一も、韓国政治犯救援運動にかかわっており、「金芝河らを助ける国際委員会」の団長を務めた経験を持つ⁵⁸。そして、AI日本支部関係者からは元理事長の猪俣浩三、理事の新見宏と後に理事となった中平健吉がいる。このことから、結成段階において、「救う会」は積極的に日本の市民団体や活動家と連携していた様子が窺える。そこからは、台湾問題は国家間関係においては困難さを抱えているものの、「救う会」としてはこの運動を日本とアジアの連帯という文脈に位置付けようと試みていた様子が垣間見える。

このように「救う会」は、その結成初期においては、日本におけるアジア各国との連帯運動と緩やかな連携を結び、これらの運動の性格を継承することを希求しつつも、日本における台湾問題という複雑な問題が背景に存在したために、普遍的な人権価値を主張していくこととなった。それゆえに、「救う会」は「普遍的人権のため」という呼びかけをもって、台湾の人権抑圧問題に正面から向き合って活動を進めていった。

以下では、1970年代末の日本社会における台湾認識を踏まえて、「普遍的人権」という切り口から活動を行うという「救う会」の姿勢が、3回にわたって行われた準備会議を経て定着していった過程をみていく。

「台湾の政治犯を救う会」東京連絡会議結成までに、準備会で確認された事項は以下3点である⁵⁹。

- (1) 連絡会議の目的は、台湾の人権抑圧に対し不思議な沈黙が支配している現在の日本の状況を変え、世論を高めることにより、国際的な圧力に加え、人権抑圧を改善し、政治犯を救援することにある。
- (2) 連絡会議は、参加する人々の立場を尊重し、各自ができうる範囲で活動することを原則とし、基本的人権の尊重の立場から運動を進める。
- (3) 具体的な活動としては、「台湾の人権を擁護する国際委員会」が進めている蔣経国行政委員長に対する10項目要求の署名運動の推進。人権問題に関心のある個人・団体の組織化、わかり易い資料作り、大小集会の開催。マスコミに対する情報提供等を考えている。

連絡会議結成時の確認事項は、その後の「救う会」の活動の方針や組織の性格、結成初期における具体的な目標を規定している。確認事項の内容から、1970年代の日本における台湾の政治犯救援運動が直面する社会背景や、普遍的人権という主張の背後にあった課題について窺い知ることができる。

まず、「救う会」の活動方針について、会議記録に明記されたように、同会を結成するまで、準備会の活動は二つの方向から進められることになった。第一に、日本社会での世論を喚起することであり、第二に中華民国政府に国際的な圧力を加えることであった。1972年の日華断交以降、産経新聞以外の各新聞社は、台北に置かれた支局を北京へ移し、台湾の政治情勢やそれに関する情報は日中関係の陰に置かれてしまうこととなった。準備会確認事項の一点目にあった「不思議な沈黙」に支配されている日本社会の現状とは、こうした状況のことを指すと考えられるが、この背景には、日本の政治社会における左翼知識人と右翼保守派の台湾問題に対する態度がある。「救う会」の活動に頻繁にかかわっていたジャーナリストの大類善啓は、台湾の政治弾圧問題について「日本の世論はなぜ黙殺するか？」と題した1977年9月の記事で以下のように述べている。

…台湾は、日中国交回復によって容赦なく日本から切り棄てられた。マスコミも大陸中国に気兼ねして、台湾の人権問題について報道せず、進歩的と称する知識人も、一定の“左翼性”

(中国との関係) のために台湾問題を逃げ、保守派を自認する人々は、蔣経国・台湾政権とのからみで台湾人の弾圧には沈黙という台湾の人権状況は、いわば右から左からも徹底的に無視されようとしている。⁶⁰

「救う会」の活動に外部からかかわっていた大類は、当時の日本の政治・社会の台湾問題に対する認識を批判的に認識している。台湾の存在に対する日本社会における認識欠如について、第2回準備会の案内書からは、「救う会」が当初からこの問題をはっきりと認識していたことがわかる。そこには「現在の日本の状況を考えますと、必ずしも運動の見通しは明るくはありませんが、地道な積み重ねを続けたいと考えて」いると書かれている⁶¹。また、世話人の大島孝一は「救う会」の機関誌『台湾の政治犯を救う会ニュース』の発刊によせて、「台湾の政治犯を救う会がめざす運動は、いくつかの困難をかかえている。その一つに、日本の新聞がほとんど報道しないまま、事実が知られないでいるということである」と述べた⁶²。したがって、「救う会」は結成当初から、日本の台湾問題に対する関心の低さを認識し、そのことを問題とし、強く日本社会に台湾の政治問題に関心の目を向けるように呼びかけていた。

2. 組織の性格：台湾独立と中国統一、いずれにも偏向しない

「救う会」は連絡会議において、「参加する人々各々の立場を尊重」することや、「各自ができる範囲で活動」することを明言している⁶³。このことは、運動に参加する各人の立場を尊重することが、日本社会で活動する上での「救う会」の戦略であり、かつ運動を行う上での大きな方針であったことを示している。

まず、「参加する人々各々の立場を尊重」することについて、「救う会」活動のあり方を検討したい。連絡会議で示された「各々の立場」とは、日本社会と台湾社会の両方が抱えている政治的イデオロギーの対立を指すと考えられる。ここで、「救う会」が採用した活動戦略は、二つの文脈から考えることができる。一つは、前述した戦後の日本と台湾との関係に対する強い意識である。すなわち、左派が台湾を「無視」する一方で、右派が「親日」台湾人に対してこれを利用するという構図である⁶⁴。「救う会」は在日台湾独立運動と自身との間に、明確な線を引きながらも、市民運動や人権問題に関心を示す可能性が高いリベラル派知識人の支持をも集める必要があった。

「救う会」の結成当初、在日台湾人団体との関係について、初代事務局長の可児裕二は以下のように述べている。

確かに言われる通り台独の方々も、それから同郷会の方々も、……そういう繋がりがスムーズにできたというのは、その方々は一切前面には出ない。縁の下の力持ちみたいな形で、この「救う会」の活動を積極的に押し上げていくということと、それから組織間のいろんなことが「救う会」の活動には持ち込めないと、その台湾の方の在日台湾の人たちの事情は、この「救う会」の方には持ち込まない。⁶⁵

すなわち、戦後日本の左右イデオロギーの枠組みにおいて、「救う会」は政治的に大きく偏っている在日台湾人団体と連携しているにもかかわらず、政治犯救援運動の据野を広げるため、こうしたつながりを前面に出さないようにしていた。そして、政治的立場にかかわる問題に関しては互いに干渉しないという、暗黙の理解が得られていた。この上で、対外的には普遍的人権の主張を前面に押し出すことで、運動を比較的円滑に進めることができた。

上述した事情の背景には、在日台湾人コミュニティ内部における、台湾独立か中国統一かといったイデオロギーの対立（以下、統独問題）が存在する。可児裕二が回想しているように、「救う会」の結成当初には、数多くの在日台湾人が同会の活動にかかわっていた。当時は不利益を被らないよう、表立って活動する人は少なかったが、台湾独立派の人も、中国統一派の人も、「救う会」の活動や集会には出席していた。このように、「救う会」を構成する会員の複雑さは、台湾島外における政治犯支援活動が直面し続けてきた課題でもある。可児はこうした課題も提起した。

あくまでも人道的立場から人権弾圧の中止と政治犯の釈放を求めるという原則で、独立派であろうが統一派であろうが政治犯全てを対象に取り組み、政治的立場の違いによって取り組み熱意を変えることなくやってきたが、それでも取り組みを決定するまでには必ずしもスムーズにはいかなかった。⁶⁶

「スムーズにはいかなかった」という背景には、「人民解放戦線」事件に関する議論がある。「救う会」は1977年11月15日に亜東関係協会に対し「拷問による重態の楊金海氏への医師派遣及び「人民解放戦線」事件の公開裁判を求める」要望書を送付している⁶⁷。人民解放戦線とは、大学生で組織された団体であり、1977年11月初めに政府転覆を計画した容疑で6人が逮捕されている。この事件で特徴的だったのは、逮捕された6人の青年のうち、三人が外省人であり、左派的な解放思想から、中華人民共和国との統一を強く主張していることであった。逮捕の情報が台湾・香港で報道されてから、「救う会」はこの事件の裁判を公開裁判として開くよう求める要望書を作成し、同年の11月23日には緊急集会を開催した。しかし、こうした左派かつ統一派を対象とする事件に対して救援活動を行うことについては、集会参加者は最初からさまざまな意見が出された。たとえば、在日台湾独立運動家は集会で、人民解放戦線事件に取り組むべきではないと強く主張し、この件に関連する救援活動に対して消極的な姿勢を示す支援者・集会参加者はこのほかにも複数いた⁶⁸。

このように「救う会」は、活動を進めていく中で、日本社会に存在したイデオロギー対立と、台湾における統独問題に悩まされていた。これに対する同会の対処について、可児裕二は「このような困難な周囲の状況の中で、なんとか原則を歪めずに来れたのは、会の中心にユネスコやエスペラント、あるいは教会関係者といった普遍的立場を堅持しようとした人々が多かったからではないか」と述べている⁶⁹。1979年に台湾の無党派のリーダーある余登発逮捕された事件に関して、リン・マイルスが無党派の活動家であった姚嘉文に宛てた手紙からも、「救う会」の運営の様子が明らかになる。そこでは、同会が開催した市民集会について以下のように説明している。

メンバーの80～90%は日本人で（会員数は100人を超える）、独立派の人も統一派の人もよく集会に参加する。多くの場合、台湾人のメンバーは集会で意見をたくさん出しているが、はっきりと言って、日本人のメンバーは最後の決議事項を主導している。日常的な事務も完全に日本人によって行われている⁷⁰。

このように、「救う会」の会員には中国統一派・台湾独立派の双方が存在し、各集会では個々の立場から積極的に発言や提言をしていた。こうした政治的立場の違いを越えて集会が行われた背景に、一貫した普遍的人権を堅持する日本人活動家を中心として「救う会」の組織体制が作られたということがあった。

「救う会」は普遍的人権の原則を堅持することによって、救援運動内部では統独問題を解消することができた。その一方で、同会は対外的には日本社会に普遍的人権を呼びかけることによって、1960年代から1970年代にかけて等閑視される台湾の政治問題に対する関心喚起を行えるようになった。

「救う会」の代表世話人であった大島孝一の講演からも、「救う会」が選択した立場の特殊性を見て取れる。大島は1977年7月24日の「台湾の政治犯を救う会」設立総会にて、以下のように述べている。

我々の運動は、政治的な立場とか、宗教的な立場とかというものにかかわらず、とにかく、言論・思想の故に捕われた人々を救援するための運動であり、台湾の領土問題、政治問題に関して当事者が英知を傾けて議論できる状況をまず作り出すことが必要である。⁷¹

このように、対外的に、「救う会」は日本における台湾問題の政治性を認識しつつ、日本社会と在日台湾人の双方に受け入れられやすい形で、戦略的に立場の相違による争いを回避し、「普遍的人権のため」を主張することによって、台湾政治犯救援活動への関心の裾野を最大限に広げてきた。他方で、対内的には、一貫して普遍的人権の価値を主張することによって、統独問題から距離を置いた。政治的立場を問わずすべての政治犯を救援することに焦点を当てたことにより、「救う会」の活動は、さまざまな立場から協力者を迎え入れようとしていた。

おわりに

本稿では、日本における台湾政治犯救援運動の形成過程を概観し、「台湾の政治犯を救う会」が結成された経緯を明らかにした。その上で、同会が正式に結成される以前に東京連絡会議の名義で開催した準備会で決議した事項に焦点をあて、結成段階での「救う会」の活動の特徴を示した。

運動の形成過程について、まず、AIの政治犯救援活動には体制的制約と「AI日本支部」の台湾の政治犯問題への関心が薄かったという二つの問題点があった。こうした背景を踏まえて、AI

の欠陥を補うために、日本に帰国した三宅清子が台湾の政治犯問題に専門的に取り組む組織を作るように提案した。これが「救う会」誕生のきっかけである。

次に、「AI 日本支部」の理事であった宮崎繁樹は国際人権条約の発効について講演を行った。それをきっかけに、関東地域で活動した「林景明氏を囲む会」と「ユネスコ東京」、「人権を考えるエスぺランティストの会」が主体的に台湾の政治犯救援運動にかかわるようになり、「救う会」結成に向かった。ここで特筆すべきことは、「救う会」の設立から解散までの17年間、同会が活動を継続できたのは、上記の3団体からきた会員が種々の問題を協議し、具体的な作業、たとえば会場の設定、チラシの文案作成、ガリ切り、印刷、会員への発送作業などの実務を担った会員たちがいたからである。そのなかには、大学生、会社員、小学校の教師、警備員など、さまざまな職業に従事している人々が含まれていた。彼/彼女らは、会の「世話人」や「呼びかけ人」などの学界や政治界の著名人ではなく、日本の論壇で発言力を持つ「進歩的知識人」として知られる人物でもなかった。もちろん、日本の市民運動を主導してきた著名な活動家でもなかった。しかし、イデオロギーの相違を乗り越えて、17年間にわたって台湾の政治犯支援活動を続けられたのは、彼/彼女らの地道で奉仕的な努力によるものである。「救う会」の発足も彼/彼女らを中心に、会が正式に結成される前の段階で、東京で3回の準備会議が行われ、この時点で既に「救う会」の立脚点として、普遍的な人権価値を堅持する方針が明確にされていた。

本稿はまた、「救う会」が一貫して「普遍的人権」を重視する立場を採ったというその活動の初期段階の性格や活動の形式について検討した。「救う会」の活動に大きな影響を与えたのは、1970年代の日本における左右対立というイデオロギー問題と、台湾社会が抱えている統一派と独立派の対立というイデオロギー問題であった。日台それぞれの社会において政治問題が交差し合う中、「救う会」は「普遍的人権のため」という立場を堅持してきた。この「普遍的人権のため」という主張は、運動の対外的な側面と、運動内部の統合という側面の二つの側面において有用に機能した。対外的な側面というのは、「普遍的人権価値」を前面に出したことによって、「救う会」が日本社会に呼びかけを行う際に、左右の対立構図を超えて、運動を広げることができたということである。

運動の内部統合という側面とは、台湾の政治犯救援運動に取り組む際に、政治犯本人の政治的立場にかかわらず、すべての政治犯を支援するように組織の方針を定めたことによって、台湾独立運動家や中国統一派の参加者の間におけるイデオロギーの対立をも回避することができたことである。これにより、「救う会」は組織内部の統合を深め、台湾を主体とする救援運動も円滑に進めることができたのである。

付録1 台湾の政治犯を救う会東京連絡会議の結成経緯

日時	活動内容	活動箇所
1977年3月13日	台湾の政治犯実態報告集会： 「台湾の政治犯を救う会」東京連絡会議のため、準備会を結成する	真生会館
1977年4月17日	第1回準備会 会議内容： (1) 台湾の人権を擁護する国際委員会が進めている蔣経国行政院長に対する10項目要求の署名運動の促進（東京で1万人目標） (2) 人権問題に関心のある個人、団体の組織化 (3) 関心喚起のためのわかりやすい資料の作成、集会の開催 (4) マスコミに対する情報の提供	
1977年5月13日	第2回準備会 会議内容： (1) 連絡会議趣意書の検討 (2) 台湾の政治犯に関する資料作成 (3) 今後の活動の進み方	
1977年5月20日	第3回準備会 5・28抗議集会の開催について討議する	
1977年5月28日	「台湾の政治犯の救援を訴える」市民集会 「日米加統一行動—亜東関係協会へ抗議行動」	港区白金福祉会館 亜東関係協会
1977年5月30日	準備会の代表3名と亜東関係協会秘書局と面会する	亜東関係協会
1977年6月17日	拡大準備会 7月24日に「救う会」の結成総会を開催することを決定する	
1977年7月1日	ビラまき	亜東関係協会周辺
1977年7月2日	ビラまき	亜東関係協会周辺
1977年7月24日	台湾の政治犯を救う会東京会議結成総会	私学会館

出典：台湾の政治犯を救う会『台湾の政治犯を救う会 活動記録 1977～1994年』台湾の政治犯を救う会、1994年をもとに筆者作成。

付記

本稿の一部は、2024年1月に一橋大学社会学研究科に提出した修士論文「戦後日本の台湾政治犯救援運動に関する基礎的研究—「台湾の政治犯を救う会」を中心に—」に基づいている。修士論文と本稿の執筆および修正過程において、手塚登士雄氏、三宅清子氏、指導教員である洪郁如先生、松葉隼先生、樋口祐熙氏、査読者および編集委員の先生方から貴重なご指摘と大変有益な助言をいただいた。この場を借りて、深く感謝申し上げたい。

注

- 政治犯や良心囚という用語は台湾の官憲資料では使用されておらず、「反乱犯」あるいは「匪諜」（土匪から廻されたスパイ）という語が使用されている。なお、いずれにしても、「救う会」が活動した当時に使用された「政治犯」という用語は、「反乱犯」あるいは「匪諜」として逮捕された者のことを指していた。現在では「政治犯」とは、言論や思想、政治的立場のために逮捕された人のことを指すことが一般的である。そこで本論では、「救う会」の活動の細部について立ち入った議論をする際には、「反乱犯」あるいは「匪諜」とされた人々についても、「救う会」で使用されていた「政治犯」という用語を用いることとする。
- 川島真は「戦後日本の言論空間における、左傾化した日本知識人にとって、台湾は語る対象ではなく、『進歩的知識人は台湾語らない』ものとされた」ことを指摘した。また、松永正義は日本における台湾研究を戦前・戦後から1960年代まで・1970年代以降に時期区分した。戦後から1960年代までの日本における台湾研究の「不振」について、松永正義は戴国輝の分析を援用し、とくに「台湾研究をタブー視し、台湾について書く人間を台湾ロビースト視する特殊な日本的雰囲気」という点が最も主要な原因だと示唆した。（川島真ほか『日台関係史 1945—2008』東京大学出版会、2009年、34-36頁。松永正義『台湾を考える難しさ』研文出版、2008年、98-103頁 292-296頁。戴国輝『戴国輝著作選Ⅱ台湾史の探求』みやび出版、2011年。）

- 3 「日韓連帯運動」の経緯に関しては、太田修「金大中拉致事件から始まった日韓連帯運動—植民地支配の歴史を問い直し—」が詳しい。太田修編『植民地主義、冷戦から考える日韓関係』同志社コリア研究センター、2021年。
- 4 韓国の政治犯救援運動と日韓連帯運動の関係については、李美淑『「日韓連帯運動」の時代—1970-80年代のトランスナショナルな公共圏とメディア』東京大学出版会、2018年、が詳しい。
- 5 川久保公夫「台湾の政治犯に救援の手を—あまりにも黙殺的な日本の世論」『朝日新聞』1976年11月28日。
- 6 沈亮「梅心怡 Lynn Miles 與台湾政治犯救援運動 1971-1984」台中、東海大学歴史研究所碩士論文、2003年。
- 7 林冠瑜「戦後臺灣政治犯救援之研究」台北、國立政治大学台湾史研究所碩士論文、2013年。
- 8 これらのプロジェクトの段階的な成果として、2022年5月の日本台湾学会第24回学術大会では「戦後日台関係史の再検討-「台湾の政治犯を救う会」の事例を中心に」をテーマに分科会が企画され、2024年1月には北海道大学にて「2023 東アジア平和国際学術会議：東アジアにおけるトランスナショナルな人権運動の連帯」が開催されている。また2024年5月に『「台湾の政治犯を救う会」をめぐる人権運動ネットワークと治安対策：美麗島事件を中心に」をテーマに日本台湾学会第26回学術大会で分科会が企画されている。
許仁碩「台湾の権威主義体制に対する国際人権運動の抵抗 —「台湾の政治犯を救う会」の事例を中心に—」日本台湾学会第24回学術大会分科会、2022年；「東アジアのメディアと女性運動の日台連帯 松井やよりを中心に」2023 東アジア平和国際学術会議、2024年；「美麗島事件からみる海外人権運動への治安対策：日本「台湾の政治犯を救う会」を中心に」日本台湾学会第26回学術大会分科会、2024年。藤野陽平「1980年代の日台キリスト教の民主化へ向けた連帯—美麗島事件後の動きを中心に—」『東アジア国家の暴力と再現、連帯』2021年協約機構の共同学術大会、2021年；「台湾の政治犯救援運動と無教会主義キリスト教 — 高橋三郎主筆『十字架の言』の分析から」2023 東アジア平和国際学術会議、2024年；「日台連帯運動におけるキリスト教のネットワークと「台湾の政治犯を救う会」：美麗島事件を中心として」日本台湾学会第26回学術大会分科会、2024年。郭書瑜「民主化運動に交じり合う人権運動：美麗島事件と審判期間における日本「台湾の政治犯を救う会」の活動を手がかりに」日本台湾学会第26回学術大会分科会、2024年。
- 9 1994年救う会の解散にあたり『台湾の政治犯を救う会 活動記録（1977年～1994年）』が発行された（以下、『活動記録』）。この『活動記録』は、「救う会」の名義で作成された要請書やチラシを含む、同会の活動および台湾の政治動向を時系列に整理した資料である。これは、「救う会」発足から17年間にわたる活動内容と取り組んだ問題を調査する上で、貴重な「索引」として機能する。加えて、『活動記録』には、解散に際して同会の活動を振り返る9名の会員の感想が掲載されている。政治犯救援活動にかかわった当事者の証言は、救援活動の内部的な考察を行ううえできわめて価値のある資料である。
- 10 1961年3月、台湾中部の雲林県で県議員を務める蘇東啓および台湾独立を主張する数人が、海軍陸戦隊の兵士300人あまりと結託し、雲林で武装革命を図った。同年9月にその計画が発覚し、蘇東啓と兵士たちが逮捕された。蘇東啓を含む46人は有罪判決を受け、彼を含む主犯格の三人には死刑判決が下された。しかし、台湾島内のみならず国際的に救援活動が展開された結果、蘇東啓らの審判は無期懲役に減刑された（人権之路編集委員会編『人権への道——レポート・戦後台湾人権——』台北、陳文成基金会、2007年、37頁）。
- 11 人権之路編集委員会編『人権への道——レポート・戦後台湾人権——』陳文成基金会、台北、2007年、157頁。
- 12 この報告書は1976年に発行され、1980年にまた第2版を再発行された。また、関西グループは上記報告書を日本語に訳し、同グループが発行したパンフレットに掲載した。Amnesty International Publication 1980, Briefing Paper Number 6: TAIWAN(REPUBLIC OF CHINA), London, Amnesty International Publications, 1980；アムネスティ・インターナショナル日本支部第5グループ編『台湾の人権問題に光を』アムネスティ・インターナショナル日本支部第5グループ、1977年10月、7-12頁。
- 13 陳隆志は「台湾主権未定論」を提唱する国際法学者として知られている。1970年当時は、イェール大学に勤めている。李明峻「陳隆志教授の台灣獨立理論與建國實踐」『台灣國際研究季刊』第7巻第4号、2011年。
- 14 前田直樹「柳文卿・陳玉璽事件とアムネスティ・インターナショナル日本の設立—日本における台湾独立運動をめぐる一断面」『広島法学』第38巻第2号2014年。
- 15 アムネスティ・インターナショナル日本支部『アムネスティ・ハンドブック』アムネスティ・インターナショナル日本支部、1981年。
- 16 アムネスティ・インターナショナル日本支部『アムネスティ NEWS LETTER』第25号、1973年12月、14頁。
- 17 アムネスティ・インターナショナル日本支部、前掲『アムネスティ NEWS LETTER』第51号、1976年8月。
- 18 前掲紙、第25号、21頁。
- 19 川田泰代は、ハワイ大学の留学生陳玉璽が日本から強制送還された際に、彼に対する支援活動を行った親中派ジャーナリストとして知られている。川田泰代『良心の囚人：陳玉璽小伝』亜紀書房、1972年。

- 20 同上紙、第 25 号、14-15 頁。
- 21 許夫妻とは、許世楷・盧千恵夫妻を指す。同上紙、第 25 号、21 頁。
- 22 同上紙、第 25 号、17 頁。
- 23 同上紙、第 25 号、17 頁。
- 24 同上紙、第 25 号、19 頁。
- 25 同上紙、第 25 号、18 頁。
- 26 上掲紙、沈亮「梅心怡 Lynn Miles 與台湾政治犯救援運動 1971-1984」、67 頁。
- 27 三宅清子「『台湾の政治犯を救う会』の解消にあたり思うことども」『台湾の政治犯を救う会活動記録（1977～1994 年）』台湾の政治犯を救う会、1994 年、20 頁。
- 28 徐勝、徐俊植兄弟のことを指す。徐勝、徐俊植兄弟は在日コリアン二世である。1971 年に韓国のソウル大学校に留学する中に「北朝鮮のスパイ団」として、韓国の国家安保法違反の容疑で逮捕された。「学園浸透スパイ団事件」として知られている。
- 29 陳玉璽のことを指す。陳玉璽は 1964 年にハワイ大学に留学し、在学中にベトナム戦争反対運動とかかわった。左翼運動とかかわったことを理由で中華民国当局は陳玉璽の米国ビザとパスポートの延長申請を却下した。また台湾にも戻れなくなった。そのため陳玉璽は渡日したが、日本での在留期限を切り、出入国管理局によって台湾へ強制送還された。
- 30 アムネスティ・インターナショナル日本支部「AMNESTY international」パンフレット
- 31 David Satterwhite はアメリカ・フレンズ奉仕団（American Friends Service Committee）の会員である。1973 年から台湾で政治犯救援活動にかかわっていた。
- 32 沈亮、張炎憲編『梅心怡人權相關書信集（2）跨國人權救援の開端』吳三連基金会、台北、2009 年、199-200 頁。
- 33 吳枝鐘は在日台湾独立運動家で、台湾独立連盟のメンバーである。1958 年に東邦大学で医学博士号をとり、東京で医者として務めていた。
- 34 アムネスティ・インターナショナル日本支部、前掲『アムネスティ NEWS LETTER』第 38 号 1975 年 2 月、16 頁。
- 35 沈亮、張炎憲編『梅心怡人權相關書信集（1）台湾民主運動人士篇』吳三連基金会、台北、2008 年、45 頁
- 36 同上書、77 頁。
- 37 人權之路編集委員会編『人權への道——レポート・戦後台湾人權——』陳文成基金会、台北、2007 年、166-172 頁。
- 38 同上書、154 頁。
- 39 三宅清子、前掲『台湾の政治犯を救う会活動記録（1977～1994 年）』、20 頁。
- 40 林景明は在日台湾人独立運動家であり、1962 年に渡日してから、在留資格が期限切れたため 1963 年と 1967 年に大村収容所に 2 回強制収容された。以降、日本国籍訴訟を行いながら、台湾人元日本兵士補償運動にも取り組んだ。『知られざる台湾—台湾独立運動家の叫び』三省堂、1970 年；『台湾処分と日本人』旺文社、1973 年など著書がある。
- 41 林景明氏を囲む会『林景明氏を囲む会ニュース』44 号、1977 年 2 月。
- 42 同上紙。
- 43 筆者による可児裕二に対する聞き取り調査、2024 年 9 月 20 日（未刊稿）。
- 44 筆者による手塚登士雄に対する聞き取り調査、2025 年 1 月 11 日（未刊稿）。
- 45 東京青年ユネスコクラブ『ユネスコ草の根通信』第 4 号、1977 年 4 月 15 日。林景明氏を囲む会『林景明氏を囲む会ニュース』第 47 号、1977 年 7 月 2 日。人權を考えるエスベランティストの会『人權のためのエスベランティスト連絡会議』第 1 号、1977 年 3 月 26 日。
- 46 東京青年ユネスコクラブ『ユネスコ草の根通信』4 号、東京青年ユネスコクラブ、1977 年 4 月 15 日。
- 47 台湾の政治犯を救う会「台湾の政治犯実態報告集会参加者名簿」、手塚登士雄所蔵資料。
- 48 台湾の政治犯を救う会東京連絡会議「第二回準備会のご案内」、手塚登士雄所蔵資料。
- 49 「台湾の政治犯救援を訴える市民集会について」要望書、手塚登士雄所蔵資料。
- 50 森宣雄『台湾/日本 連鎖するコロナリズム』インパクト出版会 2001 年、8 頁。
- 51 大島孝一「『TAIWAN』の発刊によせて」『台湾の政治犯を救う会ニュース TAIWAN』第 1 号、1977 年 10 月 5 日。
- 52 大島孝一「『台湾の政治犯を救う会』の思い出」台湾の政治犯を救う会活動記録（1977～1994 年）』台湾の政治犯を救う会、1994 年、13 頁。
- 53 同上紙、13 頁。
- 54 台湾の政治犯を救う会『台湾の政治犯を救う会活動記録（1977～1994 年）』台湾の政治犯を救う会、1994 年、33 頁。
- 55 同上紙、33 頁。

- 56 岡本愛彦（1925-2004）は、日本統治期の朝鮮で生まれた。父は音楽教師であり、その職業柄、岡本は小学校から10年間台湾で暮らしていた。岡本愛彦『日本人への遺書』未来社、1978年、p.22-25。
- 57 宮崎繁樹は明治大学の教授であった。1963年に日本へ留学した台湾独立運動家の林啓旭の指導教官であった。1967年、林啓旭と張榮魁が強制送還されることにあって、「張榮魁・林啓旭両君を守る会」を組織し、それはまた1968年に「在日台湾人の人権を守る会」に発展した。こうした経緯から出入国管理法の改正案を反対運動にかかわり、出入国管理局によって強制収容された林景明氏の支援運動にもかかわった。1975年に、「台湾人元日本兵士の補償問題を考える会」が結成され、会の代表となった。松田ひろこ「（一九七五～一九九二年）『和解をめぐる市民運動の取り組み—その意義と課題』明石書店、2022年、103-134頁；宮崎繁樹「台湾青年 林景明の叫び」『朝日ジャーナル』(12) 朝日新聞社、1970年、63頁。
- 58 李美淑『「日韓連帯運動」の時代：1970-80年代のトランスナショナルな公共圏とメディア』東京大学出版会、2018年。
- 59 台湾の政治犯を救う会「台湾の政治犯を救う会」東京連絡会議結成までの経過」手塚登士雄所蔵資料。
- 60 大類善啓「日本の世論はなぜ黙殺するか？」『人類愛善新聞』1977年9月。
- 61 台湾の政治犯を救う会東京連絡会議「台湾の政治犯を救う会東京連絡会議 第二回準備会のご案内」手塚登士雄所蔵資料。
- 62 大島孝一、前掲紙『台湾の政治犯を救う会ニュース TAIWAN』。
- 63 台湾の政治犯を救う会東京連絡会議「台湾の政治犯を救う会」東京連絡会議結成までの経過」手塚登士雄所蔵資料。
- 64 森宣雄『台湾/日本 連鎖するコロナリズム』インパクト出版会2001年、18頁。
- 65 可児裕二に対する聞き取り調査、「台湾の政治犯を救う会」資料整理・聞き取りプロジェクト、2022年5月25日（未刊稿）。
- 66 可児裕二「活動が始まったことのこと」『台湾の政治犯を救う会活動記録（1977～1994年）』台湾の政治犯を救う会、1994年、23頁。
- 67 台湾の政治犯を救う会『台湾の政治犯を救う会活動記録（1977～1994年）』台湾の政治犯を救う会、1994年、28頁。
- 68 沈亮、張炎憲編、前掲書『梅心怡人権相關書信集（1）台湾民主運動人士篇』、129頁。
- 69 可児裕二、前掲紙『台湾の政治犯を救う会活動記録（1977～1994年）』、23頁。
- 70 沈亮、張炎憲編『梅心怡人権相關書信集（4）海内外的呼応』吳三連基金会、台北、2019年、213頁。（原文英文、筆者訳）。
- 71 台湾の政治犯を救う会『台湾の政治犯を救う会ニュース TAIWAN』第1号、1977年10月5日。

（2024年10月15日投稿受理、2024年12月7日採用決定）